

事務連絡
令和7年1月31日

建築設計関係団体 御中

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付

建築物のバリアフリー基準の改正に係る説明会の開催について

平素より、建築行政の執行に関して、多大なご尽力を賜り、誠にありがとうございます。

便所、駐車場、及び劇場等の客席のバリアフリー化を促進するため、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第1項に規定する基準及び同法第17条第3項第1号に規定する基準を見直すこととしました。これらに関連する法令として、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和6年6月21日政令第221号）等が公布され、令和7年6月1日から施行されます。

また、その運用について、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令等の施行について（令和6年11月21日国住参建第3050号。以下「技術的助言」という。）」を発出したところです。

つきましては、設計者及び審査者が円滑に業務を遂行できるよう、改正の概要及びその運用に関する説明会を下記のとおり開催いたします。

貴団体におかれては、会員等の皆さまにこの旨情報提供いただきますようお願いいたします。

記

1. 対象

設計者、審査者等

2. 開催日時

令和7年2月27日（木）14:00～15:30

3. 開催方法

オンライン

4. 内容

便所、駐車場及び劇場等の客席に係るバリアフリー基準の改正概要及びその運用について

5. 説明資料

技術的助言の参考資料を元に説明します。

以下の URL よりダウンロードください。

<https://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/content/001857777.pdf>

6. 参加登録

以下の URL より期限までに参加登録をお願いします。

<https://form.run/@mx-ksknet-x5gT7RQ0mX6lxnTIOsvB>

【参加登録期限：令和7年2月20日（木）】

※ 説明資料について質問がある場合には、該当ページと共に記載ください。

【参加登録方法に関する問い合わせ先】

株式会社 日建学院

メールアドレス：nkg-m@nkg88.co.jp

電話番号：050-1808-8761 ※自動音声システムによる対応になります
(電話は説明会当日 13:00~15:30 のみ開設)